

令和7年7月

受注者の皆様へ

鹿屋市 総務部 財政課（契約検査室）

### 建設工事等における熱中症予防対策のお願い

日頃より鹿屋市の建設工事にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、熱中症による労働災害は例年多く発生しており、全体の約8割が7月から8月にかけて集中しております。特に梅雨明け直後は発生件数が増える傾向にあり、昨年は7月末頃にピークを迎えました。

気象庁によれば、今年も平年を上回る気温が予想され、猛暑となる見込みです。

鹿屋市発注の建設工事に従事する作業員の健康と安全を確保するため、各現場の状況に合わせた熱中症対策の徹底が不可欠となります。

また、令和7年6月1日から改正労働安全衛生規則が施行され、職場における熱中症重篤化を防止するため「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられました。

皆様におかれましては、例年、工事現場における熱中症予防対策について、万全を期していただいておりますが、今夏の猛暑に備え、予め、以下の取組についてお願いいたします。

#### ○ 工事現場における熱中症予防対策について

鹿児島労働局の「熱中症対策」のHP等を参考に、予防対策を徹底してください。

[https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshimaroudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei/nettyusyuu.html](https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshimaroudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/nettyusyuu.html)

#### <参考>

熱中症対策に資する現場管理費の補正について

鹿屋市では、建築工事を除く発注工事のうち、主たる工種が屋外作業である全ての工事を対象に、工事現場の熱中症対策にかかる経費について、工期中の日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正対応を行っています。詳しくは、鹿屋市のHPをご確認ください。

<https://www.city.kanoya.lg.jp/keiyaku/shise/nyusatsu/sonota/r4-nechuusyoutaisaku.html>